

特別養護老人ホーム白扇閣
指定第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）
運営規程

社会福祉法人 清承会

特別養護老人ホーム白扇閣
指定第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清承会が開設する特別養護老人ホーム白扇閣指定第一号訪問事業所（訪問介護相当サービス）（以下「事業所」という。）が行う第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）である利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム白扇閣
- ② 所在地 静岡市清水区承元寺町1341（白扇閣在宅サービスセンター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等 2. 5名以上
訪問介護員等は、第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）の提供にあたる。
- ④ 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は、月曜日から日曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までは休日とする事ができる。
- ② 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、静岡市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を越えて片道概ね10キロメートル未満 1,000円
- ② 通常の事業の実施地域を越えて片道概ね10キロメートル以上 2,000円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市（清水区）内の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定訪問介護相当サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための

「ガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 繼続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する留意事項は社会福祉法人清承会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年1月1日から改正施行する。

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成26年1月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から改正施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から改正施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から改正施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。